**保険管理規程**

1. （目的）

FICの活動に伴う保険の取り扱いについて定める。

1. (対象)

原則としてFIC会員のみが参加する活動の保険として加入するスポーツ安全保険、及びFICが主催し一般の方達が参加する活動に対して加入する傷害及び賠償責任保険であるグリーンボランティア保険を対象とする。スポーツ安全保険及びグリーンボランティア保険の概要については別紙参照のこと。

FICが受託、共催、協賛する活動に関する保険は、その活動ごとに委託者等と協議の上定めることとする。

1. (スポーツ安全保険の加入)

FIC会員は主にFIC会員のみが参加する活動での事故に対する保険としてスポーツ安全保険に加入するように努めるものとする。但し、これは強制ではなく任意であり、未加入の会員の活動への参加を妨げるものではない。

1. (スポーツ安全保険の特徴)

スポーツ安全保険は団体の会員の活動に対する保険であり、この保険が適用されるためには、活動がFICの活動であること、活動にこの保険加入者が最低２人以上参加していることの両方の条件を満たすことが必要であることに留意する。

1. (スポーツ安全保険加入手続き)

前年度の適当な時期にFIC全体の保険担当者が会員に加入について通知し、申込者をまとめ、掛金を集め、スポーツ安全保険協会に加入手続きをする。

1. (グリーンボランティア保険の付保)

原則として、FIC会員以外の参加者が参加する野外活動・行事についてはグリーンボランティア保険を付保するものとする。室内のみの活動・行事は付保の対象としないことができる。ただし、各講座の担当者が付保の必要を認めた場合は付保することとする。

1. （グリーンボランティア保険の運営体制）

野外活動などでグリーンボランティア保険を使用する講座は、保険担当者を定めてFIC全体の保険責任者とともに付保から事故が発生した時の保険請求までを協力して進める。

各講座の保険担当者及びFIC全体の保険責任者の役割、事務手続きの進め方は「グリーンボランティア保険　事業担当者付保マニュアル」に定める。

1. (事故対応)

事故が発生し、保険適用と考えられる場合は速やかにFIC全体の保険責任者にその状況を連絡し、指示を仰ぐ。

また、賠償責任保険の対象となる可能性が考えられる事故については、保険適用が可能となるかについて保険会社の確認が必ず必要なので現場での保険適用の可否についての言動は特に慎重にし、原則として適用の可否などについてその場では明言しない。

1. （その他)

この規程は、社会状況などの変化への対応、保険会社の事務手続きの変更、各担当者、保険責任者の利便性の向上などを図るため適宜修正していく。

本規程に定めのない事項については、理事会にて討議・決定するものとする。

(制定・改定履歴)

付則1　2021年4月12日　制定、施行

付則2　2023年４月1日　（参考）追加

(参考)

　令和4年度(２０２２年度)からＦＩＣとしてスポーツ・文化法人責任保険に加入している。

